

出張型地域懇談会「C a f e ミーティング」実施要項

1. 目的

町政情報を的確に発信するとともに、町民や地域の意見要望等をより幅広く、よりきめ細かく聴取することにより、今後の町政運営に資するため、町長等が地域に出向き、直接町民と意見交換をする出張型地域懇談会「C a f e ミーティング」を実施します。

2. 対象

町内に在住、在勤、在学する者からなる概ね5人以上のグループ（以下「団体」という。）を対象とします。

3. 実施日時

団体が実施を希望する日時とします。（原則午前9時から午後9時までの間）
なお、町事業、町長公務等により調整することもあります。

4. 実施場所

団体と調整のうえ決定します。なお「なかい里都まち CAFE」を会場とすることもできますが、この場合は都合により希望に沿えない場合もあります。

5. 実施方法

- ① 時間は、1回あたり概ね1時間30分程度とします。
- ② 進行は町が行います。
- ③ 懇談テーマは町政運営全般としますが、特定テーマを主題としたい場合は事前に調整することとします。
- ④ 対話はフリートークで実施します。
なお、町側の出席者は、町長並びに地域防災課長及び職員、必要に応じてテーマに沿った関係職員とします。

6. 実施の申込み及び通知

出張型地域懇談会「C a f e ミーティング」を実施しようとする団体は、原則実施希望日の1か月前までに、電話、又は地域防災課窓口で申し込みをすることとします。

町は、その申し込みを受け、町長の公務等の日程を勘案して日程調整のうえ実施の可否を通知します。

7. 実施の変更及び取り消し

実施を決定した後、団体の諸般の事情で、実施日の変更及び実施の取り消しする場合は実施予定日の1週間前まで地域防災課まで連絡をすることとします。

また、町長が、急遽公務が入り、あるいは不測の事態が発生したことで、実施が困難となったときは、実施決定を受けた団体と調整し、実施日時の変更又は取り消しすることとします。

8. 情報公開

町は、町広報紙、あるいは町ホームページ、町 SNS 等で、「C a f e ミーティング」の内容について公開します。